

奈良県告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、大和都市計画区域の住宅市街地の開発整備の方針を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部まちづくり推進局住宅課において縦覧に供する。

平成二十三年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画区域の住宅市街地の開発整備の方針

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市の一部、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市の一
部、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市の一
部、生駒郡平群町、三郷町、斑鳩町及
び安堵町、磯城郡川西町、三宅町及び田原本町、高市郡高取町及び明日香村並びに北
葛城郡上牧町、王寺町、広陵町及び河合町